

令和2年9月17日

魚沼市議会議長 遠藤 徳一様

産業建設委員会

委員長 佐藤 敏雄

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について
(2) その他

- 2 調査の経過 9月17日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、スキー場運営事業者との協議について及びふれあい交流センターこまみの事故報告について、執行部から報告を受け、質疑を行った。
また、市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについて及び委員会の行政視察について協議した。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第2号 種苗法一部改正案の撤回を求める請願書
- (2) 請願第3号 魚沼須原スキー場並びに市内スキー場の持続可能な運営を求める請願
- (3) 議案第86号 魚沼市工場等誘致条例の一部改正について

2 調査事件

- (4) 閉会中の所管事務等の調査について
- (5) その他
 - ・スキー場運営事業者との協議について
 - ・ふれあい交流センターこまみの事故報告について
 - ・市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについて
 - ・委員会での行政視察について

3 日 時 令和2年9月17日 午前10時

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 星 直樹、浅井宏昭、富永三千敏、佐藤敏雄、大屋角政、岡部計夫、
(遠藤徳一議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 高野甲子雄、志田 貢

8 参 考 人 横山正樹

9 説 明 員 佐藤市長、武藤産業経済部長、大羽賀農政課長、吉田商工課長、
鈴木観光課長

10 書 記 佐藤議会事務局長、今井主任

11 経 過

開 会 (10:00)

佐藤委員長 定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 請願第2号 種苗法一部改正案の撤回を求める請願書

佐藤委員長 日程第1、請願第2号 種苗法一部改正案の撤回を求める請願書を議題とします。本件については、6月25日の委員会で継続審査とされたものであります。まず、紹介議員であります高野甲子雄議員に、その後の経過について説明を求めます。高野議員、紹介議員席にお座りください。

高野議員 紹介議員の高野甲子雄です。6月25日の委員会で継続審査となったことを踏まえて、その後の経過について説明をいたします。継続審査とした理由として、請願者の地元である小千谷市議会には請願が提出されていないということでありましたけれども、その後、小千谷市議会にも同内容で請願が提出されたということでございます。経過については、民生産業委員会という常任委員会に付託をされ、9月7日に審査が行われ、その結果は継続審査となったということ聞いております。国の動向の関係については、継続審査となっているわけですが、確かに国会での審議は見送られておりますけれども、新聞報道や農林水産省のホームページでも国は丁寧に説明をし、理解してもらおうということで、特に改正内容の変更等はないと判断しています。この種苗法の関係については、農業者の関係もありますし、特に命の元であります食料に関わることでありますので、この種の関係で、大企業にその権利が買い占められるということを大変危惧しております。制度的には、すぐそういう事象が現れるとは考えておりませんが、今後この法改正によってこの制度が進められていきますと、特許権や許諾料の高騰なり、ということで非常に日本の農家が農業を続けていけなくなるのではないかと、そのことは日本の国民の食料に対して非常に重大なことになる、そういう危機感を持っているので、ぜひこれについては国会が継続審査のうちに採択をして、国会に届けてほしいという強い要望があります。以上であります。

佐藤委員長 それでは、これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありますか。

浅井委員 小千谷市議会にも提出されたということでしたが、ほかの市町村の動向はどうなっているか教えてください。

高野議員 私の調べでは、上越市において出されまして、上越市議会では不採択となったと聞いております。

佐藤委員長 ほかに質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。高野議員は退席願います。(紹介議員退席) 次に、本件に関しまして、執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。次に、本件に関しまして、委員長として調査をいたしましたので、報告いたします。委員長職を副委員長と交代いたします。

星委員長 それでは、佐藤委員から報告を求めます。

佐藤委員 この法改正は、新品種の開発者の権利保護を強化するために、日本で開発された品種が海外などに不正に持ち出されることを防ぐことが柱で、6月に開催された第2回定例会では、小千谷市の堀井さんから提出された請願について、時間をかけて質疑はなされましたが、コロナ関連で国会の審議がなされなかったため、状況を見るところで、継続審査となりました。昨日から国会が開催されましたが、解散の可能性もあり、種苗法の審査は不透明の中で、再び継続審査では、決められない議会になってしまうことから、私より国

会の状況について、地元選出衆議院議員事務所に問題となっている自家増殖の原則禁止などについて確認いたしました。同事務所から農林水産省の知的財産課に問い合わせ、皆様のお手元にごございます別紙のとおり、自家増殖の問題点は少なく、種苗法改正が農家に与えるメリットが高いという回答をいただきました。詳細はご覧いただきたいと思います。また、今回の改正が地元の農業者にとって、どうかということが一番大切であるということで、地元JA北魚沼の経営管理委員会、関会長に伺ったところ、種苗法の改正により、優良な品種の流出を防止することは重要と思うし、自家増殖の問題は、稲作や園芸でも問題にしていないとのことでした。各委員の皆様からも、それぞれ調査等ありましたら、ご意見を伺ったうえで、本日は、本請願に対しての結論を出していただくようお願いいたします。

星委員長　これから佐藤委員の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで佐藤委員に対する質疑を終結します。委員長職を佐藤委員と交代します。

佐藤委員長　委員長職を交代いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので、これから討論を行います。まず、本件に反対者の発言を許します。

岡部委員　今委員長が報告したとおり、今回の種苗法の改正については、賛成する人は優良品種が海外に流出し、日本からの輸出に影響し、農林水産業の発展に支障が生ずるのではないかと、これに対する規制をしたいと。反対の人たちは、それによって自家増殖自体が原則禁止されるんじゃないかと、こういう危惧があるということで反対しているんですけども、今ほど委員長からありましたように、自家増殖ができなくなるわけじゃないということでありましたので、それで私も地元JAの営農課の現場担当者に聞いたところ、堀之内のユリ農家の全国50%以上シェアしている山喜農園さんでも、海外から球根を買っているのが現状でありまして、自家増殖をしている農家は魚沼市内ではほとんど見当たらないということであります。農家のほうからJAに反対の声とか、いろんな意見はどうですかというように問い合わせたところ、ほとんど聞いてないということで、魚沼の農家では優良品種が海外に流出するほうが危惧というようなことありますので、できればこの国会によりこれから改正案等が審議されてよりいいものになっていくと思いたすけれども、その推移を見ながらやっていくのがいいんじゃないかというような意見を聞くことができました。ですので、私はこの改正案には賛成するので、本請願を採択することには反対いたします。

佐藤委員長　次に、本件に賛成者の発言を許します。

大屋委員　私は、この一部改正案については反対です。というのは、先ほど紹介議員からも話がありましたが、広く言えば食料安保にも関わる問題であります。日本は食料自給率、なんと40%切るというところまできております。食料が自国で作れない、国民の食料を作れない国はやはり今後大変になると。また、企業というのは、もうけが第一であります、種を制する者は、世界を制すると、これは企業の論理になりますけれども、今回の一部改正は、今まで農家は除外されておりましたが、これを農家も含めて、全て登録品種を無断で使用してはいけないという法律になるわけであります。よって、両論あるわけですが、一つは海外に登録品種が流出しないようにという声もありますけれども、逆に流出阻止と

いう法案が通るように、逆に流出促進というふうになることも考えられるわけです。グローバル種子企業、今でもそうですが、そういったところが種を独占するというのが将来的に考えられる恐れがありますので、私はこの改正には反対でありますので、請願には賛成いたします。

佐藤委員長 次に、反対者の発言を許します。

富永委員 前回の委員会でも発言させていただきましたけど、この請願に関しては反対というか、要は種苗法改正には賛成という立場の考えを話させていただきました。今回の改正は今ほど話がございましたけども、新しく品種を開発した人の権利を守る法律でありますし、誰でもそれを作れるというのは、開発者の権利を損なうことでありますので、そういったことを防止するという目的で改正案が出されましたし、現行の種苗法ではそこが入っていないので、防止することができないということでもあります。許諾料も一株当たりに換算すると10円だとか40円だとか、有名なブドウの品種でも1房40円ということですので、影響は少ないですし、登録を維持するのも25年間で90万円ということですので、それを割り算しても、そこまで影響はないということでもあります。新しい優良な品種を開発する人の権利を守る、そういった改正でありますので、私はこの種苗法の改正案には賛成の考えでありますので、請願に対しては反対ということでもあります。

佐藤委員長 ほかに討論はありませんか。(なし) 討論を終結し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、採決することに決定しました。これから請願第2号 種苗法の一部改正案の撤回を求める請願書を採決します。異議がありますので、挙手によって採決します。本件は、採決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手少数であります。よって、請願第2号は不採択とすべきものと決定されました。

(2) 請願第3号 魚沼須原スキー場並びに市内スキー場の持続可能な運営を求める請願

佐藤委員長 日程第2、請願第3号 魚沼須原スキー場並びに市内スキー場の持続可能な運営を求める請願を議題とします。まず、本日は請願者から事前に趣旨説明申出書が提出されていますので、当委員会として趣旨説明を認めることとしてよろしいかお諮りいたします。本請願を審議するにあたり請願代表者から意見を聞くことについてご異議ありませんか。(異議なし) 異議がありませんので、請願代表者の趣旨説明を認めます。請願代表者であります横山正樹様は、指定の席にお座りください。なお、念のため申し上げますが、請願代表者は委員長の許可を得て発言し、委員は請願代表者に対し請願等の内容及び趣旨説明に関する質疑をすることができますが、請願代表者は委員に対して質疑をすることができないことになっていきますので、ご了承願います。それでは請願代表者であります、横山正樹様に趣旨説明を求めます。

横山参考人 それでは、守門地域活性化委員会の代表を務めております横山正樹と申します。今回請願を出させていただいて、ここで趣旨説明ができることを大変うれしく思っております。最初に、請願に至る経緯についてお話をさせていただきます。少し時間が長くなりますが、よろしくお願いたします。

私は須原コミュニティ協議会に所属して9年になるわけですが、地域の活性化に取り組

んでまいりました。須原コミュニティ協議会の大きな課題は須原スキー場の活性化と存続であるということで活動してきております。平成26年度に上条コミュニティ協議会と一緒に守門地域活性化委員会を立ち上げ、そして守門の良さと問題点の洗い出しをしながら、活性化の手立てを構築してきています。その中でスキー場は私たちにとって、あって当たり前の存在であります。そして民営化として営業している須原スキー場が、今後も持続できるようにするために、私たちができることを考え、須原スキー場活性化ワークショップを実施したり、その時には約70名の地域の皆さんから貴重なご意見をいただきました。その意見を元に具体的な事業を行うということで、さらに須原スキー場活性化プロジェクトチームを立ち上げて、事を進めてきているところです。

そんな中ですが、今年度に入り、来年度からのスキー場運営が危機的な状況にあることが分かりました。令和3年度シーズン以降、完全民営化の中で、施設設備管理費等含めた全ての運営が果たしてできるのかどうか。須原スキー場含めて、魚沼市からスキー場がなくなるのではないかとこの危機感が募り、何とかしなければならないと考えて活動を展開しております。7月に行われました市民対話の日に、7名の仲間からスキー場に対する思いと今後の対応についてお話をさせていただきましたが、その後良い進展がみられず、活性化委員会としては、市当局、教育委員会に要望書を、そして市議会議長へ請願を提出させていただいたという経緯でこの場に私がいるということになります。

請願事項について説明させていただきますが、最初に須原スキー場含め、魚沼市のスキー場の価値について、お互い共有することはやはり大事だろうと私は考えております。そしてそれを持続可能な支援策について考えるということで、皆さんにお諮りしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

まず1つは、地域にもたらす経済効果が非常に大きいということでもあります。平成25年の市内のデータですが、スキー場への総入込客数が、8万4,000人ということを知り、それに経済効果の指数をかけますと、9億400万円と算出されてます。関東等から出かけてくるお客様の交通費等を差し引くと、魚沼には四、五億円の経済効果が生まれているのではないかとこのように推察されます。これらはスキー場従業員の雇用や、スキー学校、民宿、旅館、飲食店、スーパー、ガソリンスタンド等と地域の経済に大きな貢献をしていることとなります。また市民は酒税であったり、たばこ税であったり、入湯税であったり、消費税などの税金も入ることとなるのではないかと思います。

次ですが、子供たちの教育の場としての計り知れない価値があるということでもあります。雪国の子供たちにとって、雪に親しみ、雪に鍛え、雪に学ぶ教育効果は大きいものがあります。スキーが滑れない子供が友達や保護者、インストラクターの指導の下、滑れるようになることは、できないことができるようになる喜びや達成感、また寒さの中、我慢をする、それを見て助けてくれる人の温かさなど、教育そのものであると私は信じています。そこには子供たちの成長が見られます。また市内スキー場には友好都市の子供たちが雪国体験でたくさん訪れてきています。そこには大きな教育的価値が認められているからであると思います。雪に親しみ、スキーが滑れるようになった子供たちは、その技術は体に身につけ、大人になって自慢できるふるさとを実感することとなります。

3つ目ですが、交流人口から関係人口として移住、人口減少対策に貢献していると考えます。観光資源としてのスキー場には、県外からたくさん訪れてきています。その中には、

雪国魚沼の魅力に引かれて移住したという若者や定年を終えた年配者の方がたくさん移住してきているのも事実であります。また都会に就職した後、ふるさと雪国魚沼にUターンとして戻る傾向も年々あるのかなということでもあります。

4つ目ですが、生涯教育、健康増進としての価値、これは定年退職し、自分の時間を、特に冬の時間を健康維持や社交の場として、生涯教育の視点からも大きな価値があるというふうに考えます。病気の予防や、医療費の軽減にもつながり、また障害者を優しく受け入れる市内のスキー場は、福祉の面でも貢献しております。市民対話の日に、市長はスキー場は天井のない体育館というふうにお話をいただきました。なるほどなと感心したわけでありまして。天井のない体育館は、天井のある体育館と同じように生涯教育の施設としての価値が十分にあるわけでありまして、さらにそこには経済効果を生み出すということは、より価値が高いのではないかと私は考えております。

5番として、冬季スポーツ振興としての価値。冬季スポーツ競技を目指す子供たちが魚沼市内にはたくさんおられるわけですが、その結果として全中、インターハイ、国体、オリンピックと、それぞれ先輩たちの背中を追う子供たちの姿はすばらしく、冬季スポーツの振興に大きく貢献していることは事実であると思っております。まだまだたくさんあるわけですが、スキー場の役割、価値をお互いが共有することで、今後どうすればいいかという視点に立ってお話ができればうれしいなというふうに考えます。

その2つ目ですが、持続可能な支援策ということではありますが、民営化への道が平成21年度財政改革のための魚沼市スキー場再編計画が策定され、指定管理制度の導入、そして平成25年にはスキー場条例が廃止となり、民営化に移行されました。各事業者の努力で、経費削減がたくさんなされたわけでありまして、索道等のメンテナンス費用まで賄える結果にはなっておりません。市営当時は1億二、三千万円かかった経費が、民営化によって、7,000万円前後にという話は聞いておりますが、それがメンテナンスまでいくかどうかは、できない状態ではないかというふうに推察します。そういう状態から財政支援の道があるわけですが、平成26年からスキー場存続のために6年間の財政支援が実施されて、本当にありがたいことだなと私は感じています。2回目の契約更新の満了日が平成30年10月1日になるため、スキー場を考える議員有志の会の皆様のご努力と要望により、令和3年3月31日まで延長され、現在に至っておるわけです。

こういう過程の中で、私はいくつかの疑問を感じました。1つは、平成21年度から始まったスキー場再編計画が10年間たってもまとまらないのはなぜなんだろう。2つ目は、どうしたらこの問題が解決できるのか。どうしたら魚沼市にスキー場が残せるのか。全部残せるのかどうか。私なりに考えに考えたわけでありまして、私の結論としては、再編計画でありながらスキー場削減の具体的な議論がされてきていなかったのではないかと、先延ばしになっていたのではないかと推測されます。スキー場の運営状況については、市と事業者のヒアリングが中心であり、スキー場を利用している者を踏まえた、市民を交えて議論し、そんな市民の声が反映される検討等がなされていなかったのではないかなと思っております。スキー場の課題の共有がなされていなかったということかなと。魚沼市にスキー場を残す方法はと考えたときに、スキー場削減の具体的な再編計画を、市民を交えて議論し、みんなで議論することによって納得することができるだろうと、そして決断する根拠は雪国魚沼市の将来ビジョンにかかっているのではないかなというふうに

私は考えます。それが実施できるには、それに伴った法改正がその後なされるといいなど感じています。削減する視点については、客観的なデータも基にしながら、スキー場がもたらす価値、それからスキー場のコース、お客様のニーズ、交通アクセス、シーズン営業日数、宿泊環境等と様々な視点から検討し、市内に2つくらいのスキー場を残すことがいいのではないかなという私の勝手な結論であります。最後になりますが、今後の課題として、スキー場またはスキーに乗る、乗らない、またはスキー場に関係している、関係していないにかかわらず、冬に8万人以上のお客が来るスキー場の経済効果は、それは市民みんなに恩恵があるということをお互い認識しないとイケないのかなというふうに感じます。そして、私たち守門地域としては、57年間地域を支えてくれているスキー場にもっと地区民が関わり、地域の経済効果を生み出す仕組みづくりに取り組んでいきたいと感じています。また須原スキー場との連携で、シーズンはもちろんなんですが、グリーンシーズンをいかに利活用していくかということもこれから模索する必要があるというふうに感じます。また事業者の課題としては、事業者の営業努力はもちろん大事なんですが、やはり地域との連携を密にしながら、地域に愛されるスキー場運営が持続可能な策と考えます。それから3つ目は官民共同の重要性であります。魚沼の宝であるスキー場を維持管理するには、民間だけでは無理があります。市当局からの財政支援を含めて、そのためには財政支援ができる新しい制度を策定していただくとか、ふるさと納税の活用とか、官民共同で行うことで、魚沼市のすばらしい魅力が発信され、持続可能になるというふうに信じています。

最後に、市民のスキー場を考える会で行ったワークショップでは、延べ250名の参加がありました。参加者の皆さんの気持ちをまとめると、魚沼市内からスキー場をなくさないでくださいという、存続を切に望んでおります。魚沼市の未来を、将来を担う子供たちや若者、高齢者の皆さんが、雪国魚沼の冬を楽しく生き生きと活動できるスキー場、そして地域経済を支えているスキー場を残していくように議論していただきたいということをお願いたします。長くなりましたが、請願の趣旨を説明させていただきました。ご清聴ありがとうございました。

佐藤委員長　ありがとうございました。これから請願者である横山正樹様に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

浅井委員　この請願の名前が、須原スキー場並びに市内スキー場の持続可能な運営を求める請願となっていますけれども、請願の代表者が2名、須原コミュニティ協議会と上条コミュニティ協議会と、須原の方だけなんですけれども、この請願は全ての市内スキー場への請願としての認識でよろしいでしょうか。

横山参考人　この請願を出すに当たり、私たち守門地域活性化委員会で話をまとめています。市内全てのスキー場がこれについて一緒になって請願しているということではありません。ただ、私たち須原スキー場だけが、この魚沼市で残るとか残らないとかという問題ではなく、私たちの地域としてまずスキー場を残してほしいことと併せて、市内からスキー場をなくさないで、なくしてほしいという希望がここに込められているので、市内スキー場の持続可能な運営を求めるということでまた幅を広くさせていただきました。

岡部委員　スキー場の民営化の経過については、横山さんから全部説明していただきました。それから、スキー場を考える会でワークショップを行ったときの資料にも事細かに書いて

あるので、これを見させていただきました。それで今ほど、2つほど残してもいいんじゃないかというのがありましたけれども、隣の南魚沼市はスキー場が10か所あるんですけども、市の税金が出ているのは八海山麓スキー場ということで、ここには年間補助金1,284万8,000円ですか、これが令和元年度の支出です。それから湯沢町については14か所のスキー場があるんですけども、市から税金出ているところは湯沢高原スキー場の1か所です。魚沼市は今4か所ありまして、どこを残したらいいかというのは、なかなか行政も、ここはいいけど、ここは駄目だというのは言えないので、それで民営化でやりながら、それぞれ自立して、やれるところは残すけど、やれないところはやめていただくというような形できたんですけども、4つあるのを2つに残すことについて、どのようなお考えがあるのか、少しお聞かせいただければと思います。

横山参考人　先ほども述べさせていただきましたが、これは私の私見ということで、活性化委員会であるとか、市民のスキー場を考える会で議論して結論を出したわけではありません。それを最初に申し添えておきます。やはり5つ、4つを1つにまたは2つに狭めていくということは、難儀な作業であることは重々承知しております。例えば、このスキー場は残す、うちは残らない、そこには地域のエゴが必ず生じてくると思います。ただ、今魚沼市が合併して十数年、もう魚沼市としてのこれから先を見据えて、この雪をいかに活用するかといったときには、今の四つ、五つが、全て持続できるとは、私は思いません。であれば、市民が、またお客さんがどういう形でこの魚沼のスキー場を利用しているのか、客観的なデータで精査し、お互い議論しながら納得をし、そしてその決断は市であり、また議会できちんと決めて事を進めるというのが一番いいのかなと私は考えています。やはり今までその議論をする場所が、なかなかなかったのではないかとということが私の今までの中で見える姿かなと思っています。先ほど、スキー場の価値をいくつか挙げさせていただきました。それが、うまく機能しているところはどこどこ、アクセスとしていいところはどこ、宿泊数がどう、いろんな視点で精査して、そして皆さんで議論して、そして魚沼市はこうなんだということが必要であろうと思っておりますし、先ほど南魚沼市と湯沢町の話がありましたが、各町市では一つずつですよね。あとの九、十個はみんな企業がやっているわけですので、地域の子供たちにとっては、市営であろうが、私設だろうが、スキーが滑れる環境が整っています。今魚沼のこの場所では、市営であったものが民営化されて、それが全てバタンキューになってしまっただけでは行く場所がなくなる。そういう意味で市内のスキー場の存続を全て残すというよりも、精査しながら魚沼市はこうだという方向性を皆さんで議論して出していただきたいということが私の考えです。

岡部委員　本当に地元を思って、日頃コミュニティ協議会で活躍している横山さんには敬意を表します。今八海山麓スキー場も南魚沼市の議会では1,200万円ほど市から出ているわけですけど、これすらちょっとお荷物かなみたいな議論がされているようであります。魚沼市は令和元年度に全部で五つのスキー場です、6,488万5,000円が支出されています。そのうち須原が3,832万9,000円というようなことでありますが、市とすれば絞ったりとか、あるいは一般財源から持っていくものをいかに縮小して、軽減していくかという形だと思うんですけど、それをずっと通ってきたんですけども、議論したりとかいろんなことがあってずるずるして、また今までどおり支援をしてくれというのは我々としてもなかなか行政に対して難しいかなというふうに思っている一人であります。これをいかに縮小してい

くのかというのは、先ほどありましたグリーンシーズンもやると。要するにスキー場だけで、冬だけで考えたら運営は難しいということなので、グリーンシーズンも含めて、運営会社に守門地区を中心としたら、ありとあらゆるいろんな形を、総合商社的な会社に変えていただいて、そこが採算取れるような仕組みをつくっていくということも必要じゃないかなというふうな気がしています。それが1点と、もう1点ですね。学校教育、生涯教育、教育の視点としてはいろいろあると思うんですけども、そういう中で今一生懸命、須原地区で小学校のクロスカントリーの大会とかやっています。中学までクロスカントリーとかやっているんですけど、そこから先の高校につながっていったくないですね。それで、小出高校も今3学級が来年から4学級になるというようなことが決定されました。そういう中で、小出高校も特色化選抜ということで、スキー場とかあるんで、そういう中でここに繋がっているグリーンシーズンですね、方法とか、あるいは教育的なビジョンがあって、市に教育的予算でスキーのほうに向けることもできるんですけど、その辺のことについて何かお考えがあったらお聞かせください。

横山参考人　グリーンシーズンについては、本当に何とかしなければならぬというのは、私たちだけではなく、スキー場事業者も考えているところではありますが、たぶんスキー場の事業者としては、もう予算もなし、それから人手もなしということで、頭に描いていたことがまだ実行できないことなのかなと。私たちのコミュニティ協議会としても、何か一つ一つ積み上げていきたいとは考えてますが、やはり皆さんお仕事持っている中でのことです。そこにはある程度プロジェクトチームをつくり、市内の有志含めて、何か形ができ、夢ではありますけれども、夏場、グリーンシーズンで貸したお金で冬場のスキー運営ができればこれはもう最高だなということでもあります。これは今後考える必要があるかなと思ってますし、クロスカントリーについては、市内の小学校ではクロスカントリー大会を継続してやらせてもらっていますが、中学校ではクロスカントリーの授業をやっているところは今ありません。ですから、本当に一部の子供たちがクロスカントリーをやっているというのが実態であります。それが高校につながるのが、今なかなか繋がっていないのが現実で、寂しいところなんです、なんとか高校、大学へと今までそういう道が開けておったわけですので、進んでいただけることを期待しているところです。

佐藤委員長　委員の皆さんにお願いしときますが、委員の意見でなくて、請願代表者に対する質疑ということで、簡潔にお願いしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。(なし)なければこれで質疑を終結します。横山正樹様退席をお願いいたします。(参考人退席)ありがとうございました。委員会を代表してお礼を申し上げます。丁寧な説明をいただき、心から感謝いたします。本委員会として、ご意見を今後の委員会調査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。以上で、請願人の趣旨説明を終わります。次に、紹介議員であります志田貢議員に説明を求めます。志田議員、紹介議員席にお座りください。

志田議員　ただいま紹介いただきました、紹介議員の志田貢です。趣旨説明につきましては、ただいま横山正樹さんから具体的に分かりやすく説明があったと思います。この請願については、私もスキーのファンとして、一市民として大事な問題かと認識しております。魚沼市にスキー場がなくなるのではないかという危惧をいたしまして、多くの市民からの議論に参加していただきたいという、それが趣旨の内容だと思っております。どこを残

すかということではなくて、魚沼市にスキー場を残したいという、その思いを受けて紹介議員ということで、今日この場に立たせていただきました。以上です。

佐藤委員長　これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。志田議員は退席願います。

(紹介議員退席) 続いて、本件に関しまして、執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。

星委員　9月に入ってからスキー場事業者を集めての説明会や要望書提出、意向調査を行っているようですが、その経過についての説明を求めます。

武藤産業経済部長　それでは、スキー場の民営化に向けました運営事業者との協議経過の概要を報告させていただきます。直近の経緯につきましては、去る7月9日の本委員会におきまして、協議の概況報告をさせていただいたところではございますが、その後7月の下旬から8月上旬にかけて、個々のスキー場事業者との協議を行ってまいりました。その後スキー場の全事業者、4つの事業者から一堂に会した合同会議を行いたいという申出がございましたので、それを受けまして、8月27日に合同会議を開催させていただいたところでありまして。その合同会議の大きな部分につきましては、それまでの前提条件でありました施設を無償で譲渡する、無償譲渡のほかに、施設を無償で貸し付ける、無償貸付を条件に追加していただきたいと、その上で無償譲渡、無償貸付を選択できるようにしていただきたいという要望が4事業者の総意ということで提案がなされました。これを受けまして、9月4日に再度合同会議を開催させていただきまして、市も検討の結果、条件選択も可能であるということをお各事業者にお伝えをさせていただきました。その上で、個々のスキー場の方針を再度検討いただきまして、9月の末までにスキー場の方針をご回答願いたいということをお各事業者の皆様をお願いをし、現在に至っているという状況でございます。

星委員　そうしますと、9月末にならないと各スキー場の要望や意向を把握できるようなものがそろわないということでしょうか。

武藤産業経済部長　委員、お見込みのとおりでございます。

佐藤委員長　ほかにありませんか。

富永委員　先ほど請願代表者から趣旨説明がありましたが、その中で今まで市で、当初平成21年に全部のスキー場を運営することが厳しいということで、再編計画が提出され、その後平成25年には議会に民営化の議案提案がなされました。議会では全てのスキー場を存続することが大変だということで民営化の方向に同意をして、現在に至っています。先ほども説明がございましたけども、スキー場の事業者同士、また市との協議だとか、まだまだそろっていない、そういう現段階でございますし、この請願も須原スキー場を中心とした請願であって、全体のことは考えているけども、そこまで至っていないことの説明もございましたので、それから星委員の質疑の中にもございましたけども、市とスキー場事業者との協議の材料がまだ全部そろっていない、そういうところでありまして、今回の請願に関しては、継続審査の動議を出させていただきます。

佐藤委員長　ただいま、富永委員から継続審査の動議が提出されました。お諮りします。本件については、この動議のとおり継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって本動議は可決されました。請願第3号 魚沼須原スキ

一場並びに市内スキー場の持続可能な運営を求める請願は、閉会中の継続審査とすることに決定されました。ここでしばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10 : 55)

再 開 (11 : 05)

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(3) 議案第86号 魚沼市工場等誘致条例の一部改正について

佐藤委員長 日程第3、議案第86号 魚沼市工場等誘致条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

岡部委員 卸売業を農林水産物等販売業に変える、ここにはどんな業者が今こっちに進出しようかっていうところが見えてるから、こういうふうな形をするのか、その辺のところ教えてください。

武藤産業経済部長 今ほど岡部委員のご質問の進出企業が見えているという部分ではなくて、過疎地域自立促進特別措置法、こちらの法改正で普通交付税の減収補填の対象企業が卸売業から農林水産物等販売業に変更になったことから変えるものでございます。

岡部委員 そのほかにここになんか付け加える、うちにとって進出しやすいような条例なんか入れるのはありますか。

武藤産業経済部長 個別対象事業所は今のところ考えておりません。

佐藤委員長 ほかに質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第86号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第86号 魚沼市工場等誘致条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。ここで市長は、所用がございまずので退席をいたします。しばらくの間、自席にて休憩とします。

休 憩 (11 : 07)

(市長退席)

再 開 (11 : 08)

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(4) 閉会中の所管事務等の調査について

佐藤委員長 日程第4、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

(5) その他

・スキー場運営事業者との協議について

佐藤委員長 日程第5、その他を議題とします。最初に、スキー場運営事業者との協議について、執行部より報告願います。

武藤産業経済部長 こちらのスキー場運営事業者との協議につきましては、前回の委員会の中で、報告をさせていただきますというお答えをしておりましたので、準備はしておったところですが、先ほどの星直樹委員のご質問にお答えした内容に代えさせていただきます。

佐藤委員長 ただいまの報告について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件については、以上といたします。

・ふれあい交流センターこまみの事故報告について

佐藤委員長 次に、ふれあい交流センターこまみの事故報告について事前に資料が配付されておりますので、執行部より説明を求めます。

武藤産業経済部長 ふれあい交流センターこまみで事故が発生いたしましたので、その詳細について担当課長から説明をさせていただきます。

鈴木観光課長 (資料「【令和2年8月26日発生】ふれあい交流センターこまみ漏水による天井落下について」により説明)

佐藤委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

富永委員 この空調設備のほか、館内のもろもろの設備の日常の点検の状況についてお聞かせください。

鈴木観光課長 その他の設備環境の点検につきましては、空調につきましては、年2回の定期点検、ここの施設だけではなく、他の類似施設も含めてさせていただいておりますが、今回のような屋根裏の部分の点検までは、そういった委託の部分になかったというようなことで、これを機に再度全ての施設の点検、ドレーンの排水状況の確認というものを指示し、確認しているところであります。

富永委員 年に2回の定期点検ということですが、それだとやっぱり少ないのかなという気がしますし、そこで働いている皆さんはそういった配管だったり、そういったところの知識というか、そういった指導と言いますか、その辺はどのようになっていますか。

鈴木観光課長 その辺の日々の点検事務の中のマニュアルの中に屋根裏の点検口を開けての清掃という部分までは指示をしていなかったところでありますので、今回を機にほかの施設も含めて勉強させていただければと思っています。

富永委員　　こうして、要は排水管のところが詰まってあふれたということでしょうけども、これは一どきに出るわけじゃなくて、たぶん少しずつたまっていくものだと思いますので、天井が落下する前に、天井のところから水滴がぽたんと落ちるとか、にじんでいるとか、そういった確認はされていたんでしょうか。

鈴木観光課長　　今回のこまみの事故については、実際には事故自体は8月26日に発生してしまっただけですが、8月22日に崩落をしてしまう部分が、今おっしゃられたとおり、実は施設員が水の染みを確認していました。その際に点検口を開けて、その屋根裏部分をライト、あとは手で確認したんですが、湿りが確認できなかったというようなことで、そこで業者を呼ばずに終わりにしてしまっていたという、実は調査の中で事例がありました。22日以降についても、24日にも同じように天井にまた水の染みが発見されて、また施設員が点検口を開けて屋根裏を見たんですけども、確認できなかったというようなことで、ご指摘のとおり事前にそういった兆候というものがあったんですけども、施設員が目視の中で確認できなかったということで終わりにしてしまっただけというのが大きな事故につながってしまったということでもありますので、そういった異常事態の発生については、業者にも連絡するようという指示もしているところでもあります。

富永委員　　そういった異常を発見した際には、担当の方で判断がつかなければ業者の方から見てもらうなりするのが、すぐすべき措置だったと思いますし、やはり務めてらっしゃる方もある程度の知識を持つような、そういった点検の仕方だとか、確認の仕方だとかっていうのは業者から教えてもらうのかどうなのか、それは別ですけども、きちんとその辺のところを指導して、こういうことがないようにしていただければと思いますが、今後そのような考え方はいかがでしょうか。

鈴木観光課長　　おっしゃるとおり、今回の事案につきましては他の類似施設にも、こういう事案があったということは共有をさせていただきましたし、今後の点検の方法については、またお願いをしている本当の事業者さんと協議しながら、日々点検に入ったときに一緒に施設員にも簡易な目視ができるような一緒に指導なんかができるかどうかも含めて委託先の業者と協議をさせていただければと思います。

佐藤委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。本件については以上といたします。このあとの日程は、主に議会内部の調整等になりますので、ここで、執行部で報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければ、これで執行部からは退席願うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 執行部で協議、報告事項はありませんか。(なし) 議員の皆様から執行部に対し何かありませんか。(なし) なければ、これで執行部からは退席いただきます。大変お疲れ様でした。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (11:18)

(執行部退席)

再　　開 (11:19)

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

・市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについて

佐藤委員長 次に、市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについてを議題といたします。

資料が配付されておりますので、事務局から説明いたします。

佐藤議会事務局長 お配りした8月6日の市民の声を聞く会の出された意見等に対する取扱い区分についてです。表をお配りしましたが、産業建設委員会分が一番多いですが、基本的にA、B、Cの区分がされております。ただ、3枚目に空欄部分がございます。スキー場関係の部分ですけども、これについて事前に委員長、副委員長とも相談しましたが、スキー場については、取扱いをしなければいけないだろうということで、委員長、副委員長の考え方はAということでお聞きしております。このことも含みまして、皆さん方から取扱い区分を確認いただいて、ご審議をお願いしたいと思っております。

佐藤委員長 ただいまの説明について、質疑はありますか。(なし)これで質疑を終結します。市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについては、事務局長の説明のとおりとすることでご異議ございませんか。(異議なし)異議なしと認めます。したがって、市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについては、事務局長の説明のとおりとすることによって決定いたしました。本件については、以上といたします。

・委員会の行政視察について

佐藤委員長 次に、委員会の行政視察についてを議題といたします。9月1日の議長委員長会議において、委員会の行政視察について各委員会で検討することとなりました。ご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大により、視察については自粛するよう全国市議会議長会より通知が出ており、視察を希望しても受け入れてもらえるかどうかは難しい状況となっております。これより休憩いたしますので、市内の視察も含め、忌憚のないご意見をお願いします。しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (11:22)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (11:23)

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ただいま休憩中に意見をいただきましたが、委員長、副委員長で協議をし、先方との調整をした上で皆さんにお諮りをしたいと思いますので、委員長、副委員長に一任願いたいと思いますがよろしいですか。(異議なし)本件については以上といたします。ほかに委員の皆さんから、ご意見、協議事項等はありませんか。(なし)本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の産業建設委員会はこれにて閉会します。

閉 会 (11 : 24)